

水道料金及び下水料金に係る徴収の事務の委託について

平成 31 年 1 月 1 日以降の水道料金及び下水料金に係る徴収の事務を委託したため、地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 26 条の 4 第 1 項の規定により、次のとおり公表します。

1 履行期間

平成 31 年 1 月 1 日から平成 35 年 12 月 31 日まで

2 委託者の名称、代表者の氏名及び住所

ヴェオリア・ジェネッツ株式会社 中部支店 支店長 在原 祐機
愛知県名古屋市東区葵 3 丁目 15 番 31 号 千種ニュータワービル